

2022年度 学校法人西南学院 「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」に関する取組状況 点検結果

| 基本原則                                                                                                                | 基本原則<br>遵守状況 | 遵守原則                                                                                       | 遵守原則<br>遵守状況 | 重点事項                                                                                               | 実施項目                                                                                                           | 遵守状況（全体）                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>「1. 自律性の確保」</b><br>会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。 | 遵守           | 1-1<br>会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。                 | 遵守           | 1-1<br>会員法人は、事業に関する中期的な計画（以下「中長期計画」という）等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。                             | 1-1①<br>中長期計画の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。                                    | 中長期計画の策定にあたっては、大学部門の計画を大学総合計画委員会及び部長会議において審議・承認し、法人全体（大学部門含む）の計画は西南学院将来計画委員会、常任理事会にて審議・承認し、評議員会の意見を聞いた上で、理事会にて決定することとしている。また、計画の期間は2016年度から2025年度までの10年間の計画の期間として定めており、前半の5年を前期中期計画、後半の5年となる2021年度から2025年度を後期中期計画として定めている。 |
|                                                                                                                     |              |                                                                                            |              |                                                                                                    | 1-1②<br>中長期計画の策定に際し、直前の中長期計画及び他の計画との関連性を明らかにする。                                                                | 後期中期計画は、学院のビジョンを踏まえて策定しており、後期中期計画の策定にあたっては、前期中期計画において後期中期計画に継続する事業を精査して策定した。                                                                                                                                               |
|                                                                                                                     |              |                                                                                            |              |                                                                                                    | 1-1③<br>中長期計画に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。                                                                        | 後期中期計画には、教学、人事、施設及び財務に関する事項を盛り込んで策定している。<br>具体的には、西南学院ビジョンの5つの視点に基づき、教学に関する計画は「教育研究」に盛り込み、人事、施設及び財務に関する計画は「経営基盤」に盛り込んでいる。                                                                                                  |
|                                                                                                                     |              |                                                                                            |              |                                                                                                    | 1-1④<br>中長期計画において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。                                                           | 理事長は選考委員会が複数の候補者の中から適任者を選任して理事会に推薦しているため、事業の継続性を考慮した登用が行える体制が整備されている。<br>加えて、中長期計画にガバナンス機能向上のための具体的施策として、学長支援体制の強化等を盛り込み、機能向上に取り組んでいる。                                                                                     |
|                                                                                                                     |              |                                                                                            |              |                                                                                                    | 1-1⑤<br>中長期計画の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。                                         | 後期中期計画の策定にあたり、大学総合計画委員会や部長会議の審議・承認を踏まえ、法人全体の計画を所管する西南学院将来計画委員会で審議・承認し、常任理事会及び理事会においても審議・承認している。<br>上述のとおり、各委員会及び会議体において、様々な視点で精査を行い、策定を進めている。                                                                              |
|                                                                                                                     |              |                                                                                            |              |                                                                                                    | 1-1⑥<br>中長期計画の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。                                              | 後期中期計画の策定に際し、計画の実行に必要な費用の財政的な担保を図るため、計画が具体化している項目に係る費用を財政計画に組み込み、第14次財政計画を策定した。費用が具体化できていない計画については、今後、費用が具体化した時点で財政的な措置を図ることとしている。<br>加えて、毎年度の予算策定時に財政面の担保を確認した上で、予算化することとしており、現実的かつ具体的な収支計画を精緻化している。                      |
|                                                                                                                     |              |                                                                                            |              |                                                                                                    | 1-1⑦<br>中長期計画において、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にする。                                                                | アクションプランには毎年度の実施スケジュールを定めており、明確にしている。                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                     |              |                                                                                            |              |                                                                                                    | 1-1⑧<br>中長期計画に係る策定管理者（政策管理者）と執行管理者を明確にする。                                                                      | アクションプランごとに、策定管理者として各委員会等を定めるとともに、執行管理者として各実施主体の役職者をそれぞれ定めている。                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                     |              |                                                                                            |              |                                                                                                    | 1-1⑨<br>中長期計画の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、会議体等の合議により行う。                                                                 | 中長期計画の最終決定は理事会により審議・承認している。                                                                                                                                                                                                |
|                                                                                                                     |              |                                                                                            |              |                                                                                                    | 1-1⑩<br>中長期計画において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中長期計画進捗管理を行う。                                   | 後期中期計画の策定に際し、全てのアクションプランに到達目標及び年度ごとの評価指標を設定し、到達状況を評価することとしている。                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                     |              |                                                                                            |              |                                                                                                    | 1-1⑪<br>中長期計画の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。                                                      | 後期中期計画の策定後、オンライン説明会や学内のポータルシステム掲載、パンフレット配付等、複数の手段を用いて、構成員への周知を図った。<br>加えて、後期中期計画は毎年度の事業計画に落とし込んで実行することとしており、事業計画の策定時のみだけでなく、年度途中に計画の実行状況を実施責任者に対して、対面ヒアリングを行うことで計画の進捗を確認するだけでなく、計画自体への理解を図っている。                            |
|                                                                                                                     |              |                                                                                            |              |                                                                                                    | 1-1⑫<br>外部環境の変化等により、中長期計画の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。                                                       | 後期中期計画は、外部環境の変化等を踏まえて策定した。<br>後期中期計画の期間中に計画変更が必要となった場合の修正手順も計画の実施主体に周知し、外部環境の変化等を踏まえて修正を行える体制としている。                                                                                                                        |
|                                                                                                                     |              |                                                                                            |              |                                                                                                    | 1-1⑬<br>中長期計画の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。                                                                | 後期中期計画は毎年度の事業計画として取り組み、事業報告書にて取り組み状況を報告している。<br>事業計画書及び事業報告書はいずれも、ホームページに公開し、外部公表している。                                                                                                                                     |
| <b>「2. 公共性の確保」</b><br>会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。                   | 遵守           | 2-1<br>会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。 | 遵守           | 2-1<br>会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。 | 2-1①<br>学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画（以下「事業計画」という）、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。 | 後期中期計画は、建学の精神及び学院の使命を実現するための「西南学院ビジョン 2016-2025」を踏まえて策定している。<br>後期中期計画には、学校法人及び各学校の具体的な計画（以降、「アクションプラン」という）を定めており、毎年度の事業計画でアクションプランを実行することとしている。加えて、各アクションプランには到達目標も明確に定めている。                                              |
|                                                                                                                     |              |                                                                                            |              |                                                                                                    | 2-1②<br>達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。                                                                     | 後期中期計画は、オンライン説明会や学内のポータルシステム掲載、パンフレットの配付を行い、教職員への周知を図っている。<br>また、事業計画書は大学ホームページで毎年度、公表しており、学生・教職員及び社会に発信し、共有している。                                                                                                          |

2022年度 学校法人西南学院 「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」に関する取組状況 点検結果

| 基本原則                                                                                       | 基本原則<br>遵守<br>状況                                                                                                                           | 遵守原則                                                                                       | 遵守原則<br>遵守<br>状況 | 重点事項                                                                                               | 実施項目                                                                                                                | 遵守状況（全体）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「2. 公共性の確保」<br>会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。 | 遵守                                                                                                                                         | 2-1<br>会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。 | 遵守               | 2-1<br>会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。 | 2-1③<br>学校法人の中長期計画や事業計画、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。    | 毎年度、予算編成の方針を策定している。同方針は、毎年度の人件費や物件費、施設設備費等の状況や全体の収支バランスを考慮し、効率的な配分となるように策定している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                                                                                            |                                                                                                                                            |                                                                                            |                  |                                                                                                    | 2-1④<br>「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。                                              | 2023年4月の新教育課程開始に向けて、「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」の再検討及びそれぞれの方針に基づく科目の見直しを行い、2021年10月末までに各学部での学則改正を完了した。2023年度以降は、見直し後のDP・CP及びカリキュラムに基づき、自己点検・評価を通じて、それぞれの方針の実質化を図ることとしている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                                                                            |                                                                                                                                            |                                                                                            |                  |                                                                                                    | 2-1⑤<br>「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。                                                                 | 2023年4月の新教育課程開始においてカリキュラム改革を進めており、同改革に合わせ「入学者受け入れ方針」の改訂を進めた。「入学者受け入れ方針」改訂の全学的な方針として2021年11月に「アドミッション・ポリシー作成指針」を作成し、これに沿って2022年3月にかけて各学部でアドミッション・ポリシーを検討・承認したが、その際に、入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、入学者受け入れ方針の実質化を図った。IR推進室の協力を得て、アドミッションポリシーと入学者選抜との整合性のチェックを初めて行い10月の全学入試委員会で各学部へ報告・共有した。                                                                                                                                                                                                         |
|                                                                                            |                                                                                                                                            |                                                                                            |                  |                                                                                                    | 2-1⑥<br>自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。                               | 自己点検・評価結果を踏まえた改善については、内部質保証推進委員会からの改善提言を踏まえ、全学点検評価委員会において提言内容を確認し、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会の総括のもと、各学部・各研究科・各部局において改善策の検討や具体的対応が進んでいる状況である。<br>認証評価機関による第2期認証評価時の指摘事項については、いずれも改善が進んでおり、2021年7月に大学基準協会に改善報告書を提出した。<br>アンケート調査等を含むIR活動の成果を活用した教育活動の改善について、学修に関するアンケート（授業評価アンケート）や、アドミッション・ポリシーと入試種別の適切性の検証等による改善に向けた取り組みを進めている。<br>また、2020年度より入学時・卒業時調査結果の分析に際してはIRが関与している。2023年度以降は、新たに定めたアセスメント・ポリシーに則り、入学時・卒業時調査を含めた各種調査結果を多角的に用いながら学修成果の可視化を行い、それらの検証結果を踏まえ、教育活動の改善に繋げるプロセスを推進する予定である。 |
|                                                                                            |                                                                                                                                            |                                                                                            |                  |                                                                                                    | 2-1⑦<br>リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。                                                                              | 本学の「社会連携・社会貢献の方針」に、生涯学習の機会提供に関しても定めている。<br>同方針に沿って、生涯学習の機会として、西南コミュニティーカレッジを開講しており、後期中期計画においても、「地域貢献」の取組みとして、幅広い年齢層を対象とした生涯学習に関する知的リソースの提供に取り組むこととしている。加えて、具体的なアクションプランとして、公開講座の在り方に関する調査や検証、リカレント（社会人の学び直し）に関する検討及び実施を行うこととしている。                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                                                                            |                                                                                                                                            |                                                                                            |                  |                                                                                                    | 2-1⑧<br>留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。 | 外国人留学生の選抜は、受け入れ方針に沿った形で入試を実施しており、2023年度入試からは出題方針を定め測る能力を明確化するとともに入試の点数に応じて入学後の日本語授業の履修を推奨する取組みを導入し、選抜方法におけるアカデミックな意義付けがより明確となった。<br>外国人留学生への支援については、2021年度から外国語学部日本語教育専門の専任教員を配置し、2022年度から外国人留学生を対象とし、学部においては日本語科目の体系化および内容の充実、大学院においては日本語科目の新規開講、留学生別科においては日本語科目のカリキュラム再編を実施した。<br>加えて、外国人留学生（特に留学生別科）と日本人学生の共同学習の推進への取り組みを実施し、科目数の増加を図っており、2023年度以降も取り組みを継続する。<br>派遣留学生の教育課程編成・実施の方針等については規程に明記している。                                                                                  |
|                                                                                            |                                                                                                                                            |                                                                                            |                  |                                                                                                    | 2-2<br>会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。                            | 遵守                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2-2②<br>社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。                                                       | 社会連携の推進体制として社会連携課を設けて、体制や仕組みとして整備済みである。                                                                                                    |                                                                                            |                  |                                                                                                    |                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2-2③<br>組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。                                 | ボランティア活動を展開するために、西南学院大学ボランティアセンター規程を整備し、同規程に基づき諸活動を実施している。その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、感染症レベルに応じた活動の基準、講師謝礼基準についても委員会内で議決を採り、それに基づき活動を行っている。 |                                                                                            |                  |                                                                                                    |                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2-2④<br>公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。                                                   | 公開講座や地域連携プログラム等を開設しており、充足している。                                                                                                             |                                                                                            |                  |                                                                                                    |                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

2022年度 学校法人西南学院 「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」に関する取組状況 点検結果

| 基本原則                                                                                                                     | 基本原則<br>遵守状況 | 遵守原則                                                                                                                      | 遵守原則<br>遵守状況 | 重点事項                                                                                                | 実施項目                                                                                                                             | 遵守状況（全体）                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>「2. 公共性の確保」</b><br>会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。                        | 遵守           | 2-2<br>会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。                                  | 遵守           | 2-2<br>会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。            | 2-2⑤<br>社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。                                                                               | ボランティア活動については、様々なボランティア活動が実施されており、ボランティアセンターがその活動を集約し、ガイドブックとして取り纏め、学内外に周知している。<br>また、社会連携に関する活動も、地域と連携した教員の取り組み等を把握し、全学的な取り組みとして展開している。                                                |
|                                                                                                                          |              |                                                                                                                           |              |                                                                                                     | 2-2⑥<br>自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。                                                                                            | 企業や自治体、福岡未来創造プラットフォームなどと連携し、地方自治体や企業が抱える課題などの解決策について学生・教員などと考えるプログラムを実施している。また、被災地支援及び災害支援の観点から各自治体、社会福祉協議会とも協定等を通じた連携体制を整備しており、具体的な活動実績も多数存在する。これらの事業を通じて企業や自治体などとの信頼関係の構築を行っている。      |
| <b>「3. 信頼性・透明性の確保」</b><br>会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。 | 遵守           | 3-1<br>会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。                                 | 遵守           | 3-1<br>会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。 | 3-1①<br>『私立大学の明日の発展のために－監事監査ガイドライン－（私大連 監事会議）』を参考に、監事監査基準（監事監査規程）、監事監査計画や監査報告書を策定する。                                             | 以下のとおり策定し、充足している。<br>○学校法人西南学院監事監査規程（2016年12月6日制定）<br>○監事監査計画…毎年度作成し、5月の常任理事会で報告<br>○監事監査報告書（私学法37条、寄附行為22条）…毎年5月理事会・評議員会に提出<br>○監事監査報告書（意見書）…毎年度作成し、理事長・理事会等に報告し、理事長から文書で監事宛てに回答を得ている。 |
|                                                                                                                          |              |                                                                                                                           |              |                                                                                                     | 3-1②<br>『私立大学の明日の発展のために－監事監査ガイドライン－（私大連 監事会議）』を参考に、監事監査マニュアル、監事監査調書や監事監査チェックリストの策定に努める。                                          | 私大連監事会議による監事監査チェックリストを監査計画策定時に使用している。                                                                                                                                                   |
|                                                                                                                          |              |                                                                                                                           |              |                                                                                                     | 3-1③<br>常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。                                                                | 適切に監事監査支援体制が整備されている。                                                                                                                                                                    |
|                                                                                                                          |              |                                                                                                                           |              |                                                                                                     | 3-1④<br>監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。                             | 監事は、以前から理事会・評議員会に陪席していたことに加え、学院理事会体制の見直しを行い、常任監事が常任理事会に陪席できるようにしたことにより、評議員会及び理事会において監事が意見を述べる仕組みが構築できた。                                                                                 |
|                                                                                                                          |              |                                                                                                                           |              |                                                                                                     | 3-1⑤<br>監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。                                                                                            | 監事監査に必要な資料の提供及び説明については、ポータルサイトに監事の共有フォルダを作成し、監査資料や学内外の動きに関する情報を共有するとともに、監事会等で説明している。（監事監査規程第10条参照）                                                                                      |
|                                                                                                                          |              |                                                                                                                           |              |                                                                                                     | 3-1⑥<br>監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。                                                                                           | 監事会は、定期的に開催しており、2022年度は6回開催（10月末までの実績）した。（監事監査規程第4条に規定）                                                                                                                                 |
|                                                                                                                          |              |                                                                                                                           |              |                                                                                                     | 3-1⑦<br>監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設定する。                                                                                             | 三様監査連絡会は毎年3回実施している。（内部監査規程第15条に規定）                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                          |              |                                                                                                                           |              |                                                                                                     | 3-1⑧<br>監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。                                                                                                  | 監事が私大連や文科省が主催する監事向けの研修会等に参加する等、充実を図っている。                                                                                                                                                |
|                                                                                                                          |              |                                                                                                                           |              |                                                                                                     | 3-1⑨<br>監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によって監事を選任する。                                                    | 監事の選任については、学校法人西南学院寄附行為及び学校法人西南学院寄附行為施行細則に規定しており、監事選考委員会を設置し、当該委員会からの推薦者について評議員会の同意を得た上で理事長が選任する形をとっている。                                                                                |
|                                                                                                                          |              |                                                                                                                           |              |                                                                                                     | 3-1⑩<br>監事監査の継続性を担保すべく、監事の選任時期について留意する。                                                                                          | 監事の継続性の担保については、規程等で明確に規定してはいないものの、継続性を担保するため、複数人の監事のうち1名は前回の監事が継続できるように運用上配慮している。                                                                                                       |
|                                                                                                                          |              | 3-2<br>会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。 | 遵守           | 3-2<br>会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。                                              | 3-2①<br>法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職員に周知徹底する。                                                                      | 法令等の遵守については、学校法人西南学院倫理綱領に規定している。また、役職員には、事業活動等に関連した重要法令や役職として求められる役割等について就任時に説明を行い、周知徹底を図っている。                                                                                          |
|                                                                                                                          |              |                                                                                                                           |              |                                                                                                     | 3-2②<br>法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。                                                             | 重要な事項については、全て理事会にて協議・審議する体制を整備している。                                                                                                                                                     |
|                                                                                                                          |              |                                                                                                                           |              |                                                                                                     | 3-2③<br>学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。                                              | 学校法人に著しい損害を及ぼす恐れのある事象については、理事会に諮る前に、各委員会や会議体等で十分な議論を踏まえた上で、理事会に諮る体制が整備されている。                                                                                                            |
|                                                                                                                          |              |                                                                                                                           |              |                                                                                                     | 3-2④<br>理事等が、事業内容ごとに信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。                                                    | 毎年度の事業計画は、常任理事会による協議及び審議、理事会による審議を経て承認することとしている。審議の過程で、各事業計画が信用・ブランドの毀損等のリスクを孕んでいないかを評価した上で、事業計画を承認している。                                                                                |
|                                                                                                                          |              |                                                                                                                           |              |                                                                                                     | 3-2⑤<br>不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。 | 各担当者の権限及び職責については学校法人西南学院寄附行為及び関連規程に規定している。                                                                                                                                              |

2022年度 学校法人西南学院 「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」に関する取組状況 点検結果

| 基本原則                                                                                                             | 基本原則<br>遵守<br>状況 | 遵守原則                                                                                                                      | 遵守原則<br>遵守<br>状況 | 重点事項                                                      | 実施項目                                                                                                                                                                       | 遵守状況（全体）                                                                                                                              |                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「3.信頼性・透明性の確保」<br>会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。 |                  | 3-2<br>会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。 | 遵守               | 3-2<br>会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。    | 3-2⑥<br>職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。                                                                   | 教学組織については、大学規程に、各種委員会やセンター等の選出規程を定めており、役職者や委員の任期、権限や責任について定めている。<br>事務組織については、事務分掌規程に、各組織の職務担当や職責の権限を明確にするとともに、定期的な人事異動を行う等により対応している。 |                                                                                                                         |
|                                                                                                                  |                  |                                                                                                                           |                  |                                                           | 3-2⑦<br>内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等を設置するなど、内部チェック機能を高める。                                                                                                                    | 内部監査規程に基づき内部監査室を設置（2008年10月1日）しており、監査業務を所管している。                                                                                       |                                                                                                                         |
|                                                                                                                  |                  |                                                                                                                           |                  |                                                           | 3-2⑧<br>内部監査基準または内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程を整備し、内部統制体制を確立する。                                                                                                                  | 諸規定を以下のとおり制定しており、内部統制体制を確立している。<br>・学校法人西南学院内部監査規程（2008年6月26日制定）<br>・学校法人西南学院内部監査実施細則（2008年6月26日制定）<br>・学校法人西南学院監事監査規程（2016年12月6日制定）  |                                                                                                                         |
|                                                                                                                  |                  |                                                                                                                           |                  |                                                           | 3-2⑨<br>相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。                                                                                                                 | 三様監査連絡会は毎年3回実施している。（内部監査規程第15条に規定）                                                                                                    |                                                                                                                         |
|                                                                                                                  |                  |                                                                                                                           |                  |                                                           | 3-2⑩<br>学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。                                                                                                            | 理事長と会計監査人が年1回、ディスカッションを行い、財務担当理事も同席し、財務状況の課題等の情報共有を図っている。                                                                             |                                                                                                                         |
|                                                                                                                  |                  |                                                                                                                           |                  |                                                           | 3-2⑪<br>理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。                                          | 顧問弁護士の設置や外部機関への相談等、コンプライアンスの体制は整備している。                                                                                                |                                                                                                                         |
|                                                                                                                  |                  |                                                                                                                           |                  |                                                           | 3-2⑫<br>教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、（消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日）等を参考にして）内部通報に係る体制を整備する。 | 公益通報については、総務部長が窓口とし、内部通報体制として整備するとともに、ホームページで公表している。                                                                                  |                                                                                                                         |
|                                                                                                                  | 遵守               | 3-3<br>会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。                                      | 遵守               | 3-3-1<br>会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に合った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。 | 3-3-1①<br>いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示するかなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。                                                                                                    | 西南学院大学の公式ホームページで公開している。これらの情報の公表については、「学校法人西南学院寄附行為」等の諸規程において個別に定めている。                                                                |                                                                                                                         |
|                                                                                                                  |                  |                                                                                                                           |                  |                                                           | 3-3-1②<br>公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制またはシステムを整備する。                                                                                  | 法令等の定めに沿って公開すべき情報については、各部署に分担する等、ホームページ等にて開示する体制を整備している。                                                                              |                                                                                                                         |
|                                                                                                                  |                  |                                                                                                                           |                  |                                                           | 3-3-1③<br>法令に定められた財務書類等を適切に公開する。                                                                                                                                           | 法令に定められた財務書類等をホームページで公開している。                                                                                                          |                                                                                                                         |
|                                                                                                                  |                  |                                                                                                                           |                  |                                                           | 3-3-1④<br>中長期計画、事業計画との連関に留意した事業報告書の作成を通じてその進捗状況を公表する。                                                                                                                      | 事業計画作成時には中長期計画の管理シートに基づき、計画の進捗状況を示している。<br>事業報告書は事業計画の各計画内容に対して、当年度の実施状況を報告することとしており、加えて、2021年度の事業報告書から当年度の各アクションプランの進行状況及び達成状況を掲載した。 |                                                                                                                         |
|                                                                                                                  |                  |                                                                                                                           |                  |                                                           | 3-3-1⑤<br>認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等を公表する。                                                                                                                   | 認証評価結果、外部評価結果、設置計画履行状況報告調査結果等、学外からの評価結果はホームページで公表している。                                                                                |                                                                                                                         |
|                                                                                                                  |                  |                                                                                                                           |                  |                                                           | 3-3-1⑥<br>学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報を公開する。                                                                                                                                   | 決算書の貸借対照表注記にて公表している。<br>加えて、学院ホームページに、出資事業会社に関するリンクを設置している。                                                                           |                                                                                                                         |
|                                                                                                                  |                  |                                                                                                                           |                  |                                                           | 3-3-1⑦<br>公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。                                                                                                                              | 公開する情報については、問合せ先を明示しており、外部からの意見を聴取できるようにしている。外部からの意見等があった場合は、所管部署を中心に関係部署を連携し対応することとしている。                                             |                                                                                                                         |
|                                                                                                                  |                  |                                                                                                                           |                  |                                                           | 3-3-2<br>会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。                                                                                                          | 3-3-2①<br>公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。                                                                                           | ホームページでは大学に係る情報を網羅して公開しており、関連する項目ごとに整理し、体系化して閲覧できるようにしている。加えて、毎年度、担当部局により各項目の情報更新の必要性を確認しており、継続性及び一貫性を持った表現を行うよう留意している。 |
|                                                                                                                  |                  |                                                                                                                           |                  |                                                           | 3-3-2②<br>公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。                                                                                                                                 | 大学TOPページの「西南学院大学について」に「情報公開」のページを設けており、容易に情報にアクセスできるようにしている。さらに、TOPページの検索ウィンドウからも各種公開情報の検索が容易にできるようにしており、アクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図っている。  |                                                                                                                         |

2022年度 学校法人西南学院 「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」に関する取組状況 点検結果

| 基本原則                                                                                                                     | 基本原則<br>遵守状況 | 遵守原則                                                                                 | 遵守原則<br>遵守状況 | 重点事項                                                              | 実施項目                                                                                                                                                   | 遵守状況（全体）                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>「3. 信頼性・透明性の確保」</b><br>会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。 | 遵守           | 3-3<br>会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。 | 遵守           | 3-3-2<br>会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。 | 3-3-2③<br>情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。                                                                | 事業報告書の財務関連ページには、各種財務書類上の数値の説明だけでなく、グラフで経年比較等も掲載し、分かりやすい説明を行うよう留意している。<br>また、大学の情報を掲載したFACTBOOKを「情報公開」のページに公開しており、大学内の様々な情報をグラフ及び図表を用いて掲載し、閲覧者が理解しやすいように公開している。                                     |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 3-3-2④<br>とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。                                                     | ホームページに財務書類等を公開しており、決算資料である貸借対照表等に資金の積立状況、資産及び負債の状況について公表している。                                                                                                                                     |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 3-3-2⑤<br>中長期計画並びに事業計画との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。                                                               | 中長期計画の進捗状況を踏まえ、事業計画及び事業報告を評議員会に意見を求めている。2022年度からは、年度途中に評議員会に事業の進捗状況を報告する機会を設け、経営上の課題や成果の明確化、共有化を図った。                                                                                               |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 3-3-2⑥<br>大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。                                                                              | 情報公開において大学業界特有の用語には注釈をつけるなど工夫している。                                                                                                                                                                 |
| <b>「4. 継続性の確保」</b><br>会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。                            | 遵守           | 4-1<br>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。                | 遵守           | 4-1<br>会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。  | 4-1①<br>政策を策定、管理する責任者（理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等）の権限と責任を明確化する。                                                                                              | 学校法人西南学院寄附行為施に理事会及び常任理事会の審議事項を規定している。私立学校法に基づく適切な議決事項の整理を行うとともに、常任理事会における審議事項を理事会に報告することで、情報の共有化を図っている。                                                                                            |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 4-1②<br>政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。                                                                                                              | 責任者（理事長、常任理事、学長をはじめとする理事等）の選任、解任については学校法人西南学院寄附行為、学校法人西南学院寄附行為細則及び当該役職者に関する規程において規定している。                                                                                                           |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 4-1③<br>政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。                                                                                                                        | 学長の職務権限は大学規程に定めている。事務局の職務権限は西南学院本部規程に定めている。                                                                                                                                                        |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 4-1④<br>理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。                                                                                      | 理事会、監事及び評議員会等は、私立学校法に準拠した学校法人西南学院寄附行為をはじめとする各種規程に基づき運営されており、適切な相互牽制がなされている。                                                                                                                        |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 4-1⑤<br>理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。 | 監事から意見書が理事長及び理事会宛に提出されており、その内容は理事会運営や大学の教学改革等に関するものである。また、2021度は、個人研究費を所管する学術研究所の規程改廃や遵守状況について指摘を行うと共に、補助金の申請不備や法科大学院棟跡地活用についても提言している。なお2022年度については、小学校等を対象に点検と指摘を行った。以上のとおり、監事からの意見や指摘も適切に行われている。 |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 4-1⑥<br>教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。                                                                                                                      | 教学組織の役割・権限・責任については、大学学則、大学院学則及び大学規程に定めている。<br>法人組織及び事務局組織については、寄附行為、西南学院本部規程に定めているほか、大学及び法人の管理運営の方針において、教学組織と法人組織の役割を明確化している。また、教学組織の役割や権限、責任の明確化のため、2023年度から管理運営の方針を改めることとしている。                   |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 4-1⑦<br>政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。                                                                                           | 常任理事が会議資料や議事録、事業計画書、事業報告書等の経営に関する情報を、適宜閲覧できるサイトを構築している。                                                                                                                                            |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 4-1⑧<br>経営情報を正確かつ迅速に教職員等に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。                                                                               | 会議結果について課長会議で報告するとともに、グループウェアで共有しており、経営に関する情報（事業計画書、事業報告書等）もグループウェアやポータルサイト上で閲覧できるようにしている。<br>一方で、学校法人経営にかかる当事者意識の醸成については、仕組みの構築も含めて課題であると認識している。                                                  |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 4-1⑨<br>理事会や常務理事会等の議決事項を明確化する。                                                                                                                         | 2020年4月より「学校法人西南学院理事会及び常任理事会の決裁区分に関する規程」が制定され、理事会の議決事項などを明確化した。                                                                                                                                    |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 4-1⑩<br>理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。                                                                       | 資料の事前配付は実施し、ペーパーレス化も推進している。加えて、欠席時にも意見を提出できるように仕組みをあらため、構成員から意見を引き出す仕組みを整備している。                                                                                                                    |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 4-1⑪<br>評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。                                                                                                                       | 評議員の定数は法人の規模を踏まえて、理事定数と共に見直し（縮小）を行い、適正化を図った。                                                                                                                                                       |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 4-1⑫<br>学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等に外部人材（選任時に当該学校法人の役員、教職員でない者）を積極的に登用（理事、評議員については複数名）する。                                                            | 牧師系列理事、卒業者及び教育に理解ある者系列理事等を置くなどして、外部人材の参画できる体制を敷いている。                                                                                                                                               |
|                                                                                                                          |              |                                                                                      |              |                                                                   | 4-1⑬<br>外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。                                                                                     | 理事・評議員ともに学院内部者・外部者の隔てなく情報提供がなされており、意見も活発に出されている。また、会議に欠席する際には欠席届と合わせて議案に対して意見を述べるができるようにしている。                                                                                                      |

2022年度 学校法人西南学院 「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」に関する取組状況 点検結果

| 基本原則                                                                                          | 基本原則<br>遵守状況 | 遵守原則                                                                  | 遵守原則<br>遵守状況 | 重点事項                                                                        | 実施項目                                                                                                                                        | 遵守状況（全体）                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>「4. 継続性の確保」</b><br>会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。 | 遵守           | 4-1<br>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。 | 遵守           | 4-1<br>会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。            | 4-1⑭<br>理事、評議員及び監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。                                                                                                     | 理事、監事、評議員に対して、就任時にオリエンテーション（財政・教学改革・中長期計画・学校法人のガバナンス等）を行っており、2022年度からはオンデマンド形式にし、全ての理事・監事・評議員が視聴できるようにした。<br>理事には、文部科学省や日本私立大学連盟等が開催する研修会の情報提供を適宜行っているものの、評議員を対象とした研修会の情報提供は行えていない。<br>監事には、本学が加盟する大学監査協会や監査法人が主催の研修会について、適宜情報提供を行っており、参加実績もある。                                                             |
|                                                                                               |              | 4-2<br>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。             |              | 4-2-1<br>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。 | 4-2-1①<br>「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。                                                                                  | 本学では、募金事業を所管する部署として広報・校友課を置き、体制を整備している。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                                                                               |              |                                                                       | 遵守           |                                                                             | 4-2-1②<br>理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。                                                      | 本学では、寄附募集事業を行う部署を設置し、募金事業に取り組んでいる。加えて、新たな募金事業を開始する際には、教職員を含めた関係者を対象として募金趣意書を作成・配布し、寄附募集に係る意識と理解の深化を図っている。また、この度の理事長および学長の交代に伴い、あらためて学院トップ層と募金の重要性を共有したうえで連携を図り、財政基盤の安定化及び強化を図る。                                                                                                                             |
|                                                                                               |              |                                                                       |              |                                                                             | 4-2-1③<br>「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。 | 寄付者の意向に沿った目的に使用するために使途を指定できるようにしている。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                                                                                               |              |                                                                       |              |                                                                             | 4-2-1④<br>補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。                                                                 | 外部助成金に関しては情報収集を行い、掲示板等を用いて、教員への情報提供を行っている。<br>また、研究シーズの把握のために、パートナーシップ・プログラムに取り組んでおり、成果の学外広報として、企業とのマッチング等を企業と協力して推進することとしている。<br>一方で、補助金については、取り組み部署を中心に情報共有を図っているが、全学的に推進する体制の整備が課題であると認識している。                                                                                                            |
|                                                                                               |              |                                                                       |              |                                                                             | 4-2-1⑤<br>補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。                                                                                         | 科研費の獲得に向けて、教育推進課を中心に、研究支援の取組みを整備している。また、科研費以外の外部助成金の募集については、学術研究所事務室を中心として掲示等により教員への周知を図っている。<br>一方で、補助金の獲得に向けては、申請の取り組み部署を定めている程度に留まるため、全学的に推進する体制の整備が課題であると認識している。<br>研究推進体制の整備については、2023年度より、全学的な研究推進の実施及びその方針の策定を行うための委員会（研究マネジメント委員会）の設置が決定している。当該委員会において、実施項目に定める内容を推進するための体制整備等を検討していく予定である。         |
|                                                                                               |              |                                                                       |              |                                                                             | 4-2-1⑥<br>社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。                                                                             | 自治体や企業、また他大学等との連携に関する推進体制は社会連携課を組織として整備し、各種連携を推進している。<br>大学間連携として、これまでに成蹊大学や東京外国語大学、國學院大学との包括連携協定を締結している。また、東北学院大学とは、2019年度から相互評価を毎年度実施しているほか、IRIに関する共同の取り組みについて文書の取り交しを行っている。<br>高大連携は、社会連携課が主管部署であるものの、入試課も協働し実行している。入試課では出張講義を担当し、高校等からの依頼を積極的に受け入れる方針で複数の担当者が対応している。2022年度は41件の出張講義を実施している（2022年12月現在）。 |
|                                                                                               |              |                                                                       |              |                                                                             | 4-2-1⑦<br>リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。                                                                                                 | 資産運用については内規を定めており、同内規には様々なリスクを考慮し資産活用を行うことを定めている。<br>なお、資産運用は常任理事会の下に所管する委員会を定めており、体制として整備している。                                                                                                                                                                                                             |
|                                                                                               |              |                                                                       |              | 4-2-2<br>会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。           | 4-2-2①<br>管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。                                                                                      | 危機管理規程及び懲戒規程に基づき、適切に対処するとともに、公表と再発防止を図る体制を整備している。                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                               |              |                                                                       |              |                                                                             | 4-2-2②<br>危機の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知する。                                                   | 危機管理基本マニュアルを整備しており、グループウェアに掲載し、教職員に周知している。<br>学生に対しては、「学生生活の手引き」及び「学生手帳」に「防災マニュアル」や「事故発生時の緊急マニュアル」を掲載し、周知を図っている。                                                                                                                                                                                            |
|                                                                                               |              |                                                                       |              |                                                                             | 4-2-2③<br>危機の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。                                                                                                    | 西南学院大学危機管理規程には、危機発生時の予防等の措置対応も対象として定めており、同規程に西南学院大学危機管理委員会を体制として整備し、危機管理事象に対応することとしている。                                                                                                                                                                                                                     |
|                                                                                               |              |                                                                       |              |                                                                             | 4-2-2④<br>危機が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。                                                                                           | 危機が発生した場合に備え、危機管理に関する各種マニュアルを整備しており、西南学院危機管理委員会に対応を行うこととしている。                                                                                                                                                                                                                                               |

2022年度 学校法人西南学院 「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」に関する取組状況 点検結果

| 基本原則                                                                                                       | 基本原則<br>遵守<br>状況 | 遵守原則                                                      | 遵守原則<br>遵守<br>状況 | 重点事項                                                              | 実施項目                                 | 遵守状況（全体）                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「4. 継続性の確保」<br>会員法人は、それぞれの<br>建学の精神等の基本理<br>念に基づき、その使命を<br>果たすため、大学におけ<br>る教育研究活動の維持、継続並びに発展に<br>努める必要がある。 | 遵守               | 4-2<br>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。 | 遵守               | 4-2-2<br>会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。 | 4-2-2⑤<br>情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。 | 情報システムへのアクセス権限の設定については、グループウェアのワークフロー機能により申請を行うこととしており、新規のアクセス権限は上長の承認及び情報システム部門の承認を行った上で付与する方式となっているため、厳格かつ適切に管理している。                                                                                     |
|                                                                                                            |                  |                                                           |                  |                                                                   | 4-2-2⑥<br>情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。 | 西南学院大学危機管理規程に情報セキュリティに関する事象を取り扱うことと定めており、西南学院大学危機管理委員会が情報セキュリティを含む危機管理体制の評価及び見直しについても審議することとしている。<br>上述のとおり、西南学院大学危機管理規程に則り、危機管理の体制及び運用状況の検証を進めているものの、より適切な対応とすべく、情報セキュリティ・ポリシーの原案を作成し、部署内での確認を進めている段階である。 |